租税訴訟学会会 長大淵博義 研修部会理事大塚一郎総務企画部理事山下清兵衛

令和6年8月6日租税判例研究会ご案内

時下いよいよご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、租税訴訟学会は第二東京弁護士会税法研究会と共催で、本年8月の専門研修講座として、 租税判例研究会を開催します。日程とテーマは下記の通りです。是非ご参加ください。

事前にメールアドレスの登録が必須となりますので、下記参加申込書に必要事項をご記入の上、8月4日(日)までに、租税訴訟学会総務企画部宛(メール: info@sozei-soshou.jp)(FAX: 03-3586-3602)でお申込みください。 なお。 ZOOM の定員が100名のため、申込者が100名に達した場合は、参加をお断わりすることがありますので、ご了承ください。

- 1. 日 時 令和6年8月6日(火)午後6時~午後8時
- 2. テーマ 最判平成21年1月13日判決の検討
 - ①所得税法34条2項にいう「その収入を得るために支出した金額」の支出の 主体は誰か
 - ②会社が保険料を支払った養老保険契約に係る満期保険金を当該会社の代表者らが受け取った場合において、上記満期保険金に係る当該代表者らの一時所得の金額の計算上、上記保険料のうち当該会社における保険料として損金経理がされた部分が所得税法34条2項にいう「その収入を得るために支出した金額」に該当するか
- 3. 講演者 弁護士 小松 香織 先生
- 5. 受講料 無料

回答書
租税訴訟学会 御中(担当:久保倉)(E-mail: <u>info@sozei-soshou.jp</u>)(FAX:03-3586-3602)
令和6年8月6日租税判例研究会(zoom 開催)に参加します。 お名前
メールアドレス
電話番号
帰属団体等 □ 第二東京弁護士会 □ 租税訴訟学会 □ その他
資格等 □ 弁護士 □ 税理士 □ 行政書士 □ 院生・学生 □ 研究者・その他
※以下は税理士の先生のみご記入をお願いします。 (参加人数によっては東京税理士会の単位が付与される場合がございます。 単位が付与された場合のみ、後日メールにて通知します。)